

## 特定施設一覧表

特定施設とは、水質汚濁防止法施行令別表第一およびダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二で定められた施設のことです。

以下の表に記載する業種に該当する事業場の場合は特定施設を有する事業場である可能性があります。

### 水質汚濁防止法施行令 別表第一（第一条関係）

一	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設
一の一	畜産農業又はサービス業の用に供する施設
二	畜産食料品製造業の用に供する施設
三	水産食料品製造業の用に供する施設
四	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設
五	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設
六	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七	砂糖製造業の用に供する施設
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十	飲料製造業の用に供する施設
十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設
十三	イースト製造業の用に供する施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設
十六	めん類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の一	冷凍調理食品製造業の用に供する施設
十八の二	たばこ製造業の用に供する施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設
二十	洗毛業の用に供する施設
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設
二十一の一	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
二十一の二	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
二十一の三	パーティクルボード製造業の用に供する施設
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設
二十三	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設
二十三の一	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設
二十四	化学肥料製造業の用に供する施設
二十五	削除
二十六	無機顔料製造業の用に供する施設
二十七	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設
二十八	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設
二十九	コールタール製品製造業の用に供する施設
三十	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設
三十一	メタン誘導品製造業の用に供する施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設
三十三	合成樹脂製造業の用に供する施設
三十四	合成ゴム製造業の用に供する施設
三十五	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設
三十六	合成洗剤製造業の用に供する施設
三十七	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設
三十八	石けん製造業の用に供する施設
三十九	硬化油製造業の用に供する施設
四十	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
四十一	香料製造業の用に供する施設
四十二	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設
四十四	天然樹脂製品製造業の用に供する施設
四十五	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
四十六	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設
四十七	医薬品製造業の用に供する施設
四十八	火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九	農業製造業の用に供する混合施設
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設
五十一の一	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の二	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
五十二	皮革製造業の用に供する施設
五十三	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設
五十四	セメント製品製造業の用に供する施設
五十五	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

五十八	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設
五十九	砕石業の用に供する施設
六十	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業の用に供する施設
六十二	非鉄金属製造業の用に供する施設
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設
六十三の二	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗浄施設
六十四	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設
六十四の二	水道施設（水道法 昭和三十三年法律第七十七号）第二条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法 昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）、又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六	電気めつき施設
六十六の二	エチレンオキシド又は一・四-ジオキサンの混合施設
六十六の三	旅館業（旅館業法 昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。の用に供する施設
六十六の四	共同調理場（学校給食法 昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の五	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の六	飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十七	洗たく業の用に供する洗浄施設
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院（医療法 昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二	中央卸売市場（卸売市場法 昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
六十九の三	地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令 昭和四十六年政令第二百一十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
七十	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
七十の二	自動車分解整備事業（道路運送車両法 昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗浄施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
七十一	自動式車両洗浄施設
七十一の二	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
七十二	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
七十三	下水道終末処理施設
七十四	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

## ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第二（第一条関係）

一	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、塵ガス洗浄施設
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、塵ガス洗浄施設
五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、塵ガス洗浄施設
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
七	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設
九	四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設
十	二・三-ジクロロ-一・四-ナフトキノン-の製造の用に供する施設
十一	八・十八-ジクロロ-五・十五-ジエチル-五・十五-ジヒドロジンドロ [三・二-ト:三'・二' -m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設
十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設
十三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設の
十四	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設
十五	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
十七	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の一、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設
十八	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限る。公共用水域に排出されるものを除く。の処理施設（前号に掲げるものを除く。）